

広島県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十八年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市君田町茂田字奥山一〇〇八二の一・一〇〇九〇・甲一〇〇九一の二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて、縦覧に供する。）